

特別養護老人ホーム さくらの舞 重要事項説明書

(指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(岐南町指定 第2190600037号)

1・施設経営法人

法人名	社会福祉法人 さくらゆき
法人所在地	岐阜県羽島郡岐南町徳田1丁目79番地
電話番号	058-268-0039
代表者氏名	理事長 依田 充朗 (よだ あつろう)
設立年月	平成24年9月27日

2・施設の概要

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 施設の種類 | 特別養護老人ホーム
地域密着型介護福祉施設入所者生活介護
平成25年7月19日 指定 |
| (2) 施設の目的 | 地域密着型施設サービス計画に基づき可能な限り
居宅における生活への復帰を念頭において、入浴
排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活、
日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養
の世話を行うことにより、入居者がその有する
力に応じ自立した生活を営むことができるよう
ることを目指します。 |
| (3) 施設名称 | 特別養護老人ホーム さくらの舞 |
| (4) 施設所在地 | 岐阜県羽島郡岐南町徳田1丁目79番地 |
| (5) 電話番号 | 058-268-0039 |
| (6) 施設長氏名 | 依田 充朗 |
| (7) 施設運営方針 | |
| ① 利用者一人一人に笑顔と敬意を持って接します。 | |

- ② ご利用者が安心してサービスを受けられるよう、優しい心とやわらかな雰囲気の中で過ごせる環境を提供します。
- ③ 住み慣れた地域に開かれた福祉拠点としての役割に貢献します。
- (8) 開設年月 平成 25 年 7 月 19 日
- (9) 入居者 29 人 (岐南町在住者のみ)

3・設備等の概要

1 階	居室	9 室
	リビング	1 室
	トイレ	3 箇所
	浴室	1 箇所
2 階	居室	20 室
	リビング	2 室
	トイレ	6 箇所
	浴室	2 箇所
	医務室	1 室
	多目的ホール	1 箇所

※入居者の心身の状況により、居室を変更させていただく場合があります。その際には入居者やご家族と協議の上、決定するものとします。

4・職員の配置状況

当施設では、入居者に対して地域密着型介護福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(併設であるショートステイを兼務するものとします)

(主な職員の配置状況 (職員の配置については、指定基準を遵守しています))

職種	指定基準
1・管理者	1 名
2・嘱託医	1 名 (非常勤)
3・生活相談員	1 名
4・介護職員	10 名
5・看護職員	1 名
6・機能訓練指導員	1 名
7・管理栄養士	1 名
8・介護支援専門員	1 名

5・職員の勤務体制

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務時間
1・管理者	8：30 ～ 17：30
2・生活相談員	8：30 ～ 17：30
3・介護職員	早番：6：30 ～ 15：30 日勤：8：30 ～ 17：30 遅番：15：00 ～ 24：00 夜勤：24：00 ～ 9：00
4・看護職員	8：30 ～ 17：30
5・管理栄養士	8：30 ～ 17：30
6・介護支援専門員	8：30 ～ 17：30

6・当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

(サービス概要)

① 食事

・管理栄養士の立てる計画により、栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・入居者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただくことを原則とします。
(希望がある場合は、居室でとっていただくことができます。)

食事時間は概ね以下の通りです。

朝食 8：00 ～ 昼食 12：00 ～ 夕食 17：10 ～

※希望がある場合は、この限りではありません。

・アレルギーのある方や食べれない物がある方に、別のメニューを選択することができます。

・経管栄養の方に用いる栄養剤は食品を使用します。特別養護老人ホームは「生活の場」である為、医薬品の栄養剤を使用しません。

② 入浴（個別入浴）

・入浴または清拭を週2回行います。

・入居者の身体状況によって、リフト浴やストレッチャー浴を利用して入浴をすることができます。

③ 排泄

・入居者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うと共に、身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

・機能訓練指導員により、入居者の心身状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・嘱託医師、看護師による健康チェック及び異常の早期発見、早期処置に努めます。
- ・嘱託医師が必要と判断された場合には、速やかに医療機関へ受診をします。

⑥ 安全管理

・居室内の安全管理のため、ナースコールシステムを使用します。ただし入居者のプライバシー保護には細心の注意をもって運用します。

⑦ 生活介護

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行います。
- ・心身状態の応じて適切な静養が行われるように援助します。
- ・清潔な寝具を提供します。リネン交換は週1回行います。ただし必要な場合はその都度交換します。

⑧ 余暇活動

・施設での生活が楽しく実りのあるものとするために、行事やレクリエーションを企画します。

7・嘱託医及び協力医療機関

① 嘱託医

所在地	岐阜県岐阜市下川手 747
病院名	さごうクリニック

② 協力医療機関

所在地	岐阜県羽島郡笠松町田代 185-1
病院名	松波総合病院

所在地	岐阜県羽島郡岐南町みやまち 1-48
病院名	はる歯科クリニック

8・身体拘束について

・当施設では原則的には身体拘束は行いません。しかし、入居者、ご家族の希望、または緊急やむを得ない場合にはこれを行う場合があります。やむを得ず身体拘束を行う場合には入居者、ご家族、各専門職で十分に検討した後「身体拘束に関する同意書」を作成し同意をしていただきます。その後の経過観察記録を付け、随時再検討し、努めていきます。

9・虐待防止について

・当施設では入居者等の人權の擁護・虐待の防止のため、必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。サービス利用中に当該事業所職員又は養護者（入居者の家族等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを岐南町に通報します。また職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10・サービス提供における事故発生時の対応

(1) サービスの提供を行っている際に、入居者の病変及び事故が生じた場合、必要な措置を講じるとともに以下の対応を行います。

- ① ご家族等へ電話等により連絡をします。
- ② 急を要する場合には事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合があります。
- ③ 必要に応じて岐南町へ連絡をします。

(2) 再発防止策

・事故報告に基づき、再発防止のための委員会設置を行い、第三者委員を含め調査検討し、防止策の作成を行います。

11・第三者による評価の実施状況（有・**無**）

12・事業所をご利用していただく際に留意をしていただく事項

(1) 面会

- ・面会時間は午前8時30分から午後7時です。
- ・面会時に入居者に嗜好品を持ち込みされる場合には、必ず介護職員にご連絡ください。

(2) 喫煙

- ・施設内および敷地内はすべて禁煙となっております。
- ・喫煙されるご利用者に対して火気類は全体に渡さないでください。

13・苦情処理について

① 当施設における苦情の受付担当

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

職 名	氏 名
施 設 長	依田 充朗
介護支援専門員	櫻井 恵子

○受付時間

毎週月曜日から金曜日 時間 8:30 ～ 17:30

○苦情受付ボックスを設置しています。

② 行政機関その他苦情受付機関

特別養護老人ホームさくらの舞 苦情対応委員会	電話番号 058-268-0039
岐南町役場 保険年金課	電話番号 058-247-1341
岐阜県国民健康保険団体連合会 (岐阜県福祉・農業会館4階)	電話番号 058-275-9826

説明日 令和 年 月 日

特別養護老人ホーム さくらの舞の入居に際し、入居者及びご家族・身元引受人に対して本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 特別養護老人ホーム さくらの舞

《説明者》

職種 _____

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特別養護老人ホームさくらの舞のサービス提供開始に同意をしました。

《入居者》

住所 _____

氏名 _____

代筆者 _____

《ご家族・身元引受人》

住所 _____

氏名 _____